

中央環境審議会 自然環境・野生生物合同部会
ヒアリング資料

生物多様性の保全・利用に向けた農林水産施策

平成15年9月19日
農林水産省

1 農林水産省環境配慮方針

(1) 農林水産省においては、環境基本計画において関係府省が自主的に明らかにすべきこととされている環境配慮の方針について、本年6月27日、「農林水産省環境配慮の方針」として策定した。

(2) ここでは、環境保全型農業の推進、地球温暖化防止森林吸収源対策、生態系の構成要素たる水産資源の持続的利用、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進、健全な水循環を支える地域資源の保全、農林水産関係公共投資のグリーン化等の環境施策を推進していくこととしている。

農林水産省環境配慮の方針（平成15年6月27日）

1. 環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続農業法等による化学肥料・化学農薬の低減やたい肥等を用いた土づくりの推進 ・ 家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物の適正な管理 ・ 有機性資源の土 - 草 - 家畜をめぐる自然循環機能の維持・増進
2. 地球温暖化防止森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」 ・ 「緑の雇用」等による森林整備の担い手の確保・育成 ・ 「農林水産省木材利用拡大アクションプログラム」での木材利用の一層の拡大
3. 生態系の構成要素たる水産資源の持続的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産資源の適切な保存及び管理 ・ 環境との調和に配慮した水産資源の増殖及び養殖
4. バイオマス・ニッポン総合戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年に廃棄物系バイオマスの80%以上の利用 ・ 地域の創意工夫あふれる取組を具体化するための計画策定、施設整備への支援 ・ バイオマスの効率的な収集・輸送システムの構築 ・ バイオマスの変換、利用に関する技術開発・実用化 ・ 食品リサイクルの推進
5. 健全な水循環を支える地域資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里地や棚田の保全 ・ 水質保全(集落排水施設の整備) ・ 安定的な用水機能の確保 ・ 水源涵養機能等の持続的発揮に向けた森林の整備・保全
6. 農林水産関係公共投資のグリーン化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産公共事業の自然と共生する環境創造型事業への転換 ・ 水産及び水生動植物の生息環境の保全 ・ 藻場・干潟の造成等による「海の森づくり」
その他、農林水産分野における環境に係る研究・技術開発、環境教育 等	

2 事業実施における環境との調和への配慮

事業の実施に伴う環境への負荷や影響の回避・低減について、土地改良法の改正によって、農業農村整備事業は環境との調和への配慮を原則とするとともに、自然環境の再生に資する工法についても導入を進めているところである。

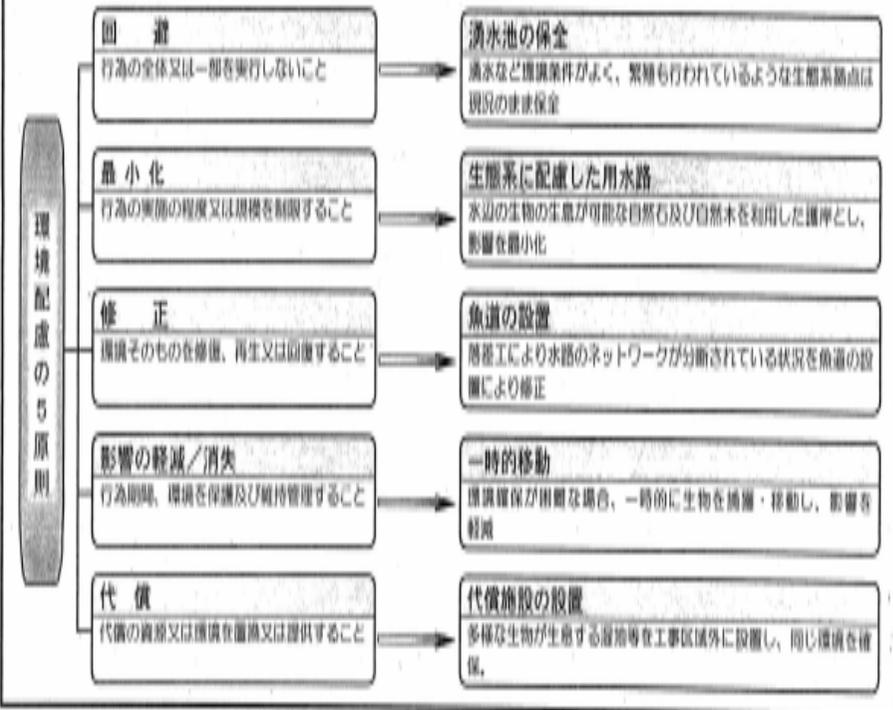
土地改良法の一部改正（環境との調和への配慮）

【改正内容】事業実施に当たっての環境との調和への配慮

食料・農業・農村基本法を踏まえ、土地改良事業の施行に当たっての原則として「環境との調和への配慮」を追加。（第1条）

○個別地区において取り組まれてきた環境配慮を全ての事業の原則に

○環境との調和は、環境保全の意味を含むとともに、石積護岸など環境に広範でより積極的に取り組む



環境保全型農業の推進について

平成15年7月

農林水産省生産局農産振興課
環境保全型農業対策室

(<http://www.maff.go.jp/eco.htm>)

環境保全型農業の推進について

平成15年9月
農林水産省生産局

1. 食料・農業・農村基本法の制定

平成11年7月に公布・施行された食料・農業・農村基本法においては、農業の多面的機能の重要性や、農業の持続的な発展を図るため、望ましい農業構造の確立等と並んで、農業の自然循環機能の維持増進が必要なことが定められた。

2. 持続農業法の制定

農業が土、水、生物等によって成り立つ自然の循環機能を生かして、持続的に発展できるという本来の性質を十分発揮できるようにするため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」が施行された。

土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者（愛称：エコファーマー）は、制度の周知が進むにつれ、地域や生産者ぐるみの取組などが生まれるようになり、認定数が急増しているところ（15年7月末現在で、31,380名）。

全国環境保全型農業推進会議では、エコファーマーの認知度の向上を図り、一層の普及・拡大をするため、エコファーマーマークを制定したところ。



食料・農業・農村基本法（抜粋）

（農業の持続的な発展）

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（自然循環機能の維持増進）

第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）の概要

- (1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針
 - ・ 都道府県が持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定
 - ・ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化
- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画
 - ・ 農業者が持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
 - ・ 都道府県知事が導入計画を認定
- (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置
 - ・ 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例（償還期間の延長（10年（うち据置期間3年） 12年（同3年））
 - ・ 導入計画の認定を受けた農業者が取得した農業機械についての課税の特例（初年度30%の特別償却又は初年度7%の税額控除）

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定件数（エコファーマー数）

地域	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	15年7月現在
北海道	0	6	37	208	521
東北	0	123	528	4,908	7,293
関東	5	594	4,136	9,546	10,206
北陸	0	71	286	465	793
東海	0	23	235	734	855
近畿	0	41	255	794	852
中国四国	0	158	473	1,437	1,855
九州・沖縄	7	109	3,285	8,035	9,005
計	12	1,125	9,235	26,236	31,380

（注）地域は農政局等の区分による

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果

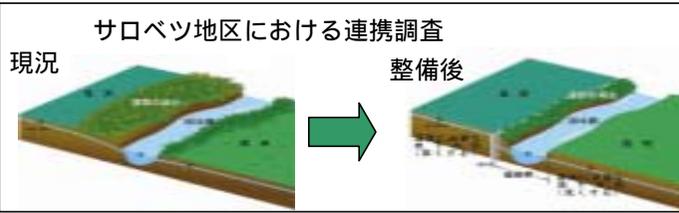
平成15年9月

農 林 水 産 省
農 村 振 興 局

農業農村整備における生態系保全・自然再生

土地改良法改正(H13)

自然再生推進法(H14)



田園環境整備マスタープランの実現

環境創造型事業と地域活動による生態系保全・自然再生

自然と共生する環境創造型事業の実施のための田園環境整備マスタープランの作成（必要に応じ見直し）

自然再生に向けた先進的取組み(環境省との連携)

(調査)

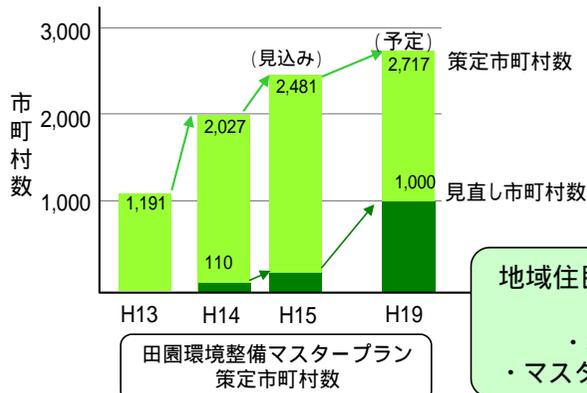
・サロベツ(北海道)：地下水位調整による湿原の保全・再生

(実施)・いさわ南部(東北)：水と緑のネットワーク保全

・釧路(北海道)：湿原の保全

・トキ(北陸)
・コウノトリ(近畿)

：野生復帰に向けた取組み



平成15年度

平成16年度

平成17年度以降

活動地域の農産物PRの促進
・生態系保全農地の農産物ブランド化支援

地域住民・農家・NPO等による環境創造活動の促進
・地域住民が主体の環境創造活動
・地域住民が行うモニタリングの支援
・地域住民の参加による施設整備
・マスタープランへの意見反映

環境に関する相談員の活用
・リスト作成
・活用体制の整備
・環境創造対策等へのアドバイス活動

環境情報協議会の活用
・農政局、都道府県に設置
・農家、地域住民、専門家等での情報・意見の交換

・住民参加による田んぼの生きもの調査により地域の実態把握、分析（環境省との連携）

・各地域の活動組織の情報交換ネットワークづくり

・環境に関する学習会の実施 勉強会キットの提供など

・自然と共生した農村づくりのコンクールなどにより地域の機運向上



地域住民の参加による施設整備
生態系に配慮した石張り水路の
施工作業



田んぼの生きもの調査

地域活動の促進・拡大

地域の農村・自然に対する意識醸成

技術の開発・普及、情報蓄積、技術者の意識改革

手引き書作成(水路、ため池、農道、H13～)、説明会・研修会の実施(H13～)、環境情報のGISデータベース化(H14～)

国民の理解増進

農村環境情報をHPに掲載(H13～)、手引き書へパブリックコメント反映(H13～)、パンフレット作成(H15～)

環境に配慮した農業農村の整備

農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において可能な限り二次的自然や景観等への負荷を回避・低減持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮

土地改良法を改正し環境との調和への配慮を事業実施の原則として位置づけ

地域自らが将来の望ましい農村環境の姿を展望した「田園環境整備マスタープラン」を作成しこれに基づき事業を実施

生態系などの環境に配慮した農業用施設等の整備の展開

- ・せせらぎ水路、魚道など、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図る
- ・道水路横断工、鳥獣進入防止柵、植栽など農業生産機能と生態系の調和を図る



環境に配慮した水路

環境保全技術の確立・環境配慮の支援と推進

環境に配慮した施設の機能を良好に発揮させるための地域住民を交えた環境機能の維持・増進活動（活動組織づくり等）を支援

環境配慮工法をモデル的に実証・評価、配慮工法を開発・体系化

技術と人材に係る情報、生物情報等をデータベース化

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」の作成



「手引き」のパンフレット

自然再生への取組み

サロベツ湿原において、湿原の保全に配慮した農地整備の調査（環境省と連携）

釧路湿原において、湿原の保全対策を実施（環境省・国土交通省等と自然再生協議会を設置）

農村地域において、地域住民、NPO等による自然環境の保全・再生活動を支援するため技術支援、情報提供、パートナーシップによる人材育成・体制作り

農村の環境の保全と利用

農村の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村への理解の増進と農村地域の活性化を図る

中山間地域における農業生産活動の継続により、農業・農村の有する多面的機能の確保を図る

棚田地域等の生産基盤の整備

営農の継続を通じた多面的機能の発揮を図るため、地域の特性に即した農地等の整備

農地の維持管理等の活動の支援

中山間地域等直接支払制度の実施を通じ農地や水路等の維持管理、自然生態系の保全等の活動を支援

自然とのふれあい空間の整備
都市農村交流の促進

- ・ 地域資源を都市住民の自然とのふれあいの場や子供達の自然教育の場として活用
- ・ グリーン・ツーリズムの推進
- ・ 市民農園の整備



棚田の風景

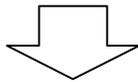


農業農村整備事業における環境との調和への配慮

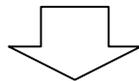
土地改良法の改正により、環境との調和への配慮を事業実施の原則として位置づけ
 地域自らが将来の望ましい農村環境の姿を展望した「田園環境整備マスタープラン」を作成し、これに基づき事業を実施
 環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保するために、地方農政局等に環境情報協議会を設置

田園環境整備マスタープランの例

田園環境の現状と課題
 市町村が、地域の自然環境、社会環境及び生産環境に関する現状と課題を整理

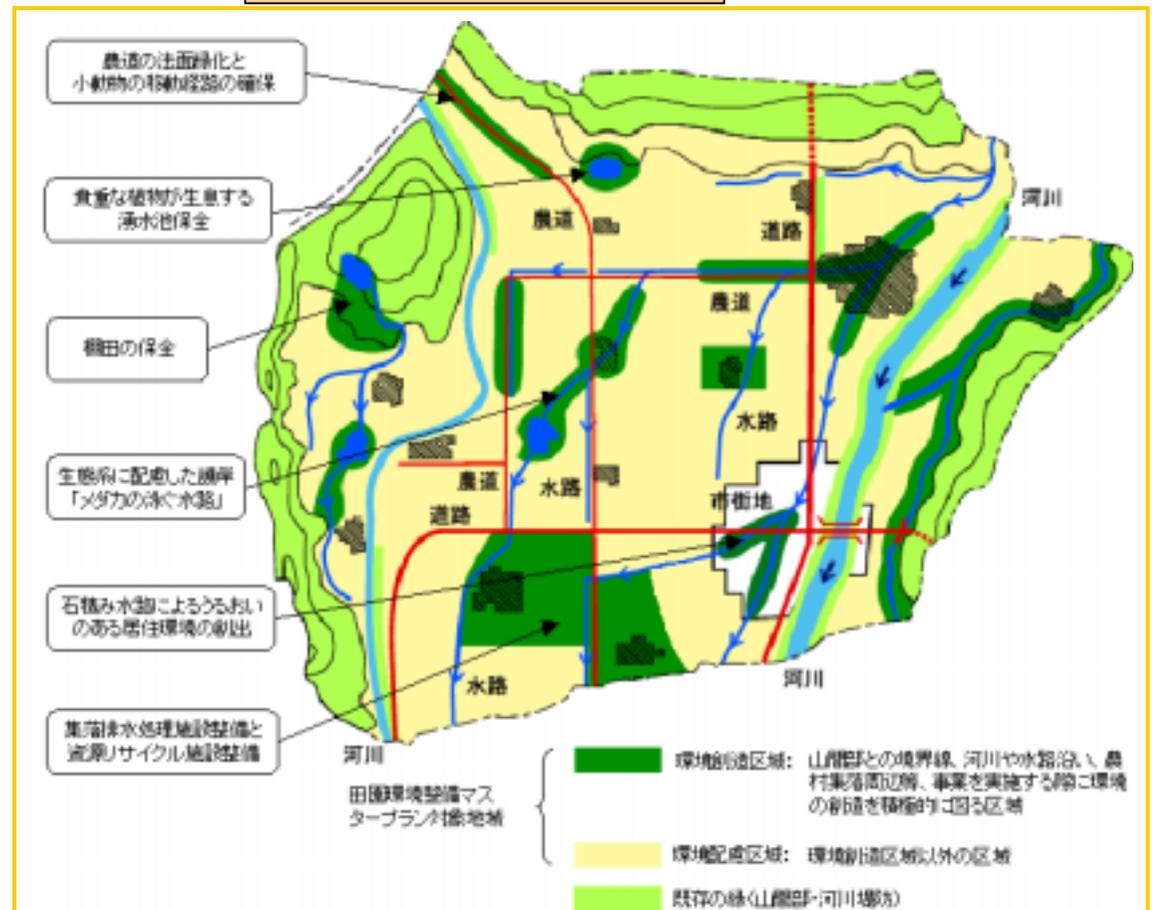


環境配慮の目標と整備の基本方針
 住民や有識者の参加により、環境配慮の目標と農業農村整備の基本方針を作成



環境創造区域と環境配慮区域の設定
 「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定め（ゾーニング）、各区域毎に整備構想を作成

（平成15年までに約2,500市町村で作成）



生態系などの環境に配慮した農業用施設等の整備の展開

親水・景観や生態系保全施設など、農業用水の有する地域用水機能を維持・増進する施設と一体的な農業水利施設の整備
動植物保護施設、動物誘導施設など、農業生産機能と生態系の調和を図った整備
環境に配慮した施設の機能を良好に発揮させるための地域住民を交えた環境機能の維持・増進活動を支援

親水・景観や生態系保全施設



「水遊びの出来る水路」として整備した施設（青森県）



魚類の生育・生息環境を考慮し築造された施設（栃木県）

動植物保護施設、動物誘導施設など



両生類の移動（這い出し）に配慮した施設（宮城県）



群落内（ハナショウブ）について生育環境を維持するため地下水位のコントロールなど保全対策を実施（岩手県）

環境機能の維持・増進活動



地域住民参加による施工前の生物移動作業（宮城県）

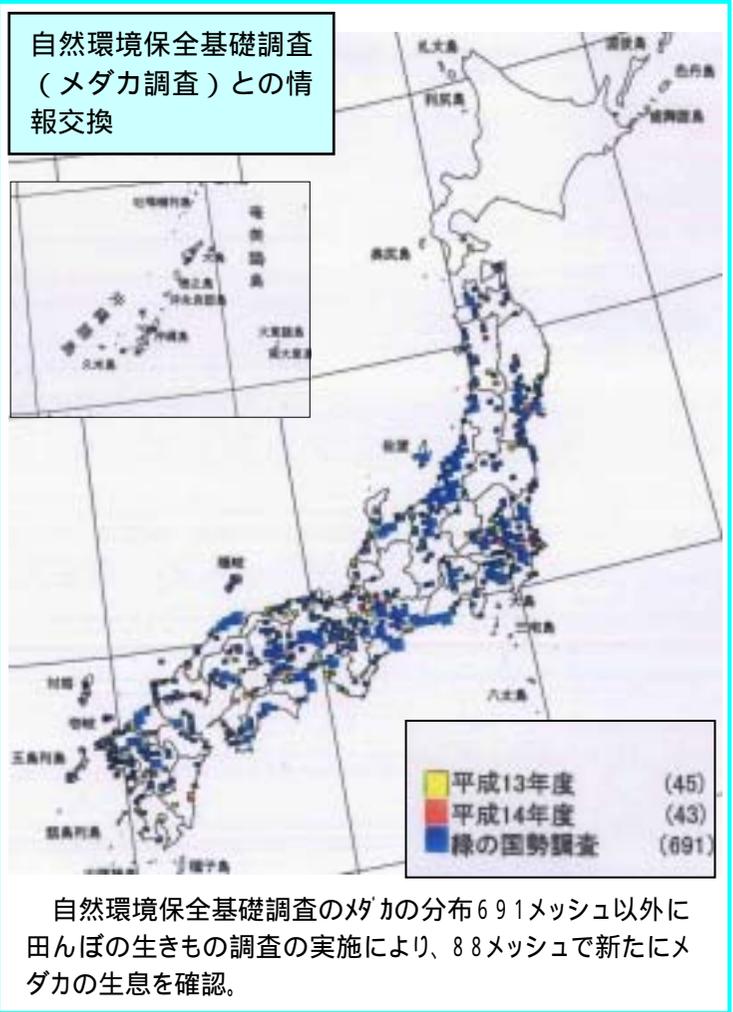
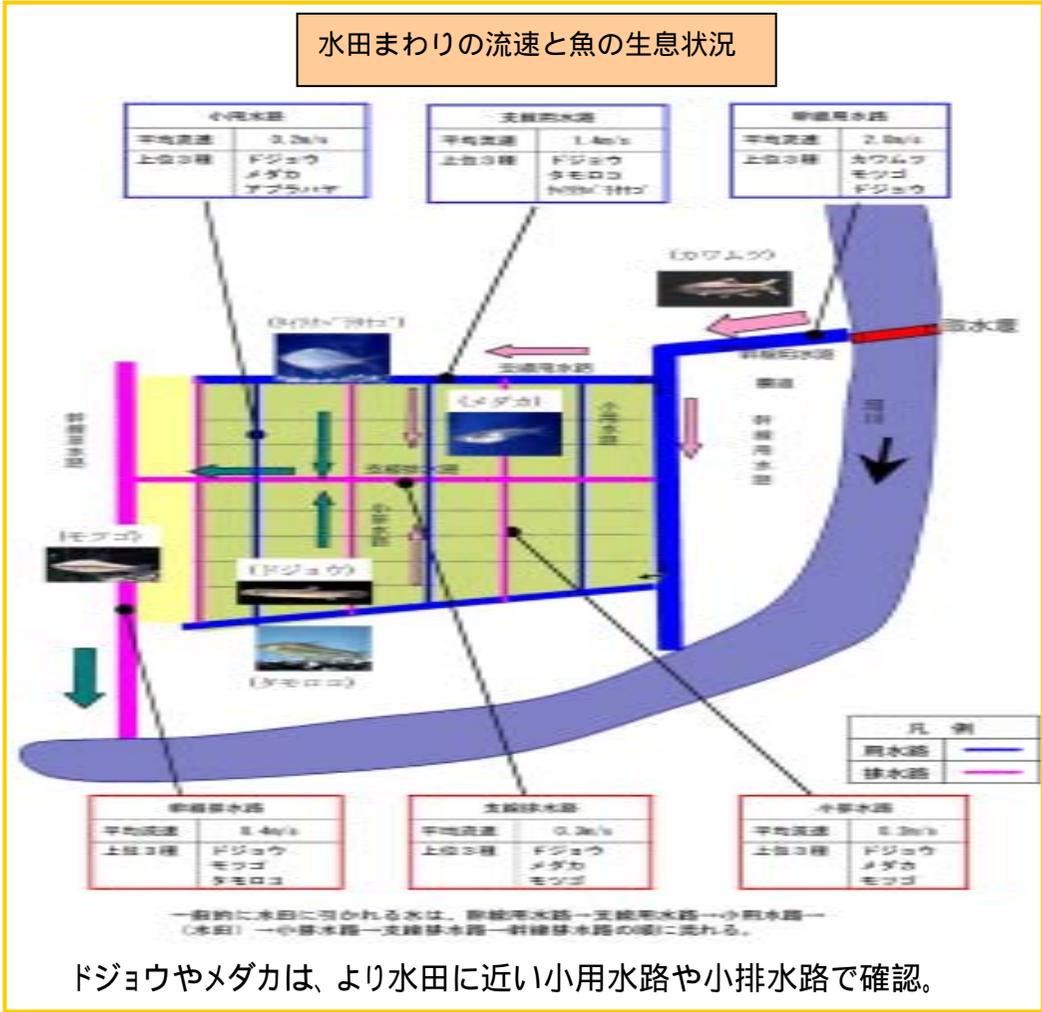


地域住民の参加による維持管理作業（岩手県）

生態系などの環境に配慮した整備の展開・環境配慮の推進

環境に配慮した整備の展開を行うため田んぼの生きもの調査を実施

- ・環境省との連携により、全国の水田周辺水域において、魚類とカエルを対象とした生物生息調査を実施
- ・平成13年度から、魚類2948地点、カエル698地点で調査を実施
- ・確認種は、魚類93種(全国の淡水魚の約30%)、カエル12種(全国のカエルの約25%) [希少種は魚類14種、カエル1種を確認]

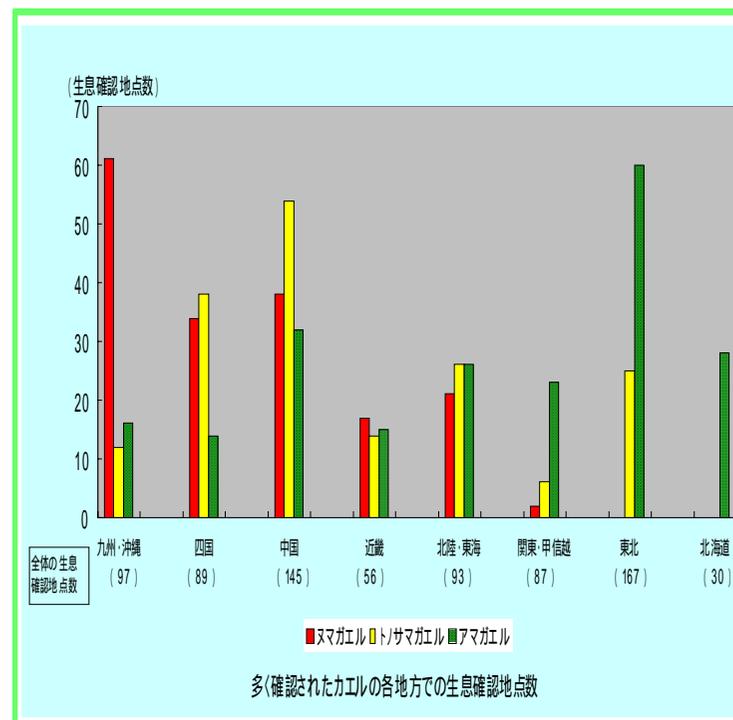


多様な主体との連携



自然環境教育や環境保全活動を実施している学校や団体と連携して調査を実施。(平成14年度は49の団体が参加)

カエルの生息に関する地方性



ヌマガエルは東海、北陸地方以西で、トノサマガエルは、北海道を除く地方で、アマガエルは、全国いずれの地方においても確認されており、この結果は既存の分布域と一致。

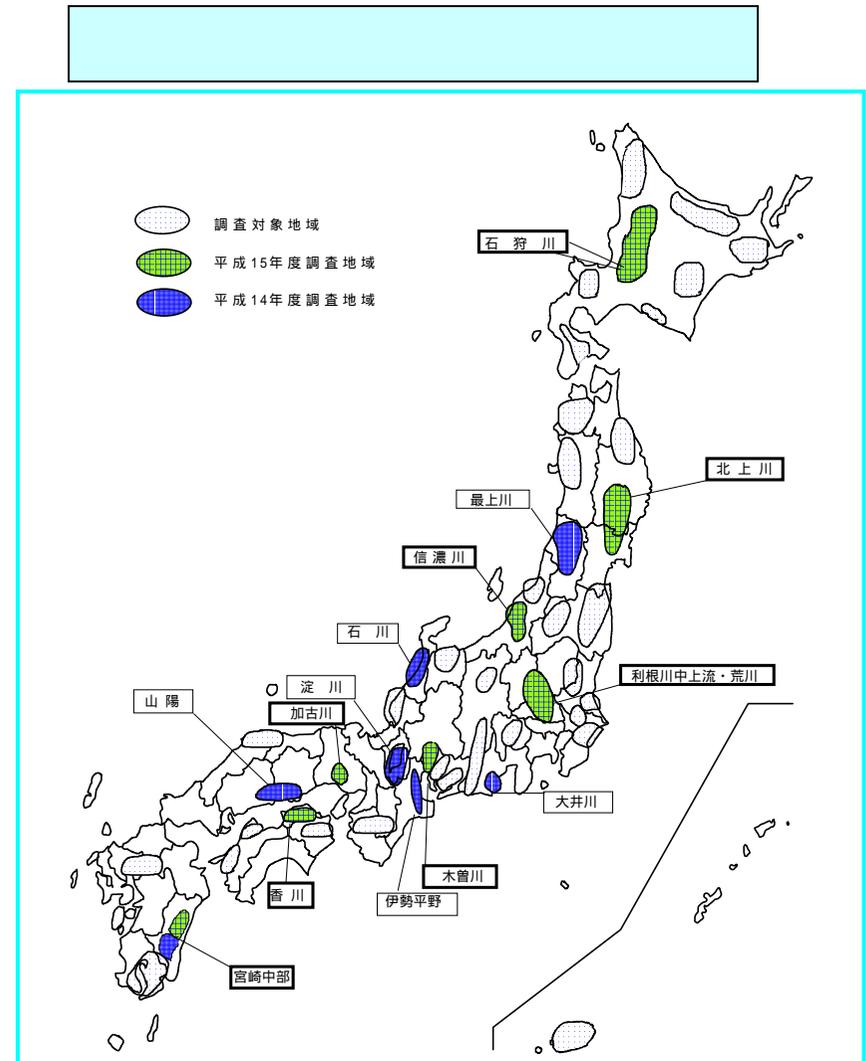
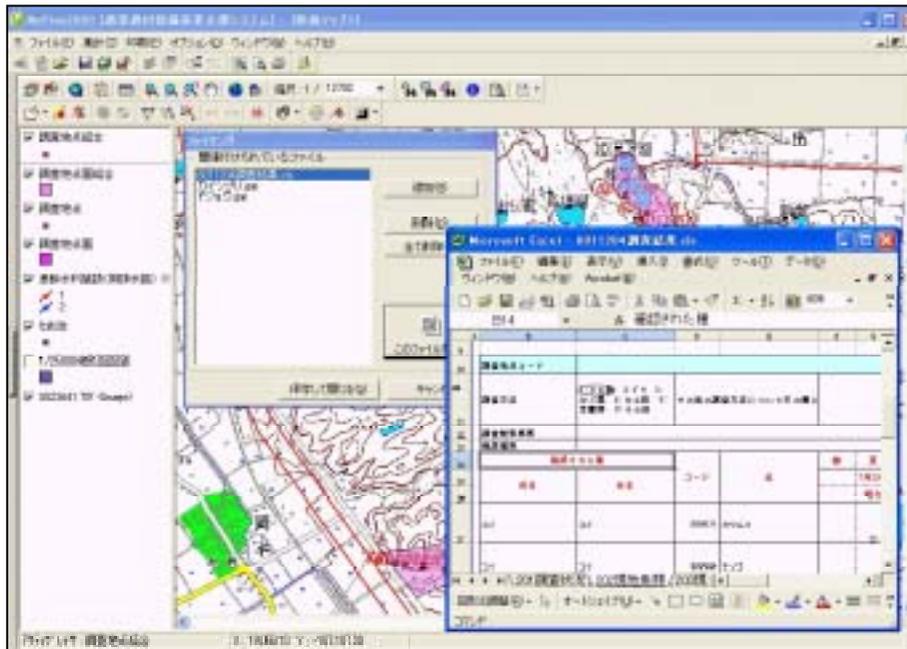
環境保全技術の確立・環境配慮の支援と推進

環境との調和に配慮した事業計画を効率的に作成するため、技術と人材に係る情報、生物情報等をデータベース化

「農業農村生きもの情報マップ」の作成
全国主要47農業地域、平成14～18年度で調査

農業地域における生物調査データ

ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、底生生物、陸上昆虫
植物等



環境配慮工法をモデル的に実証・評価し環境調査・配慮工法を体系化し生態系の保全技術・知見を普及
 環境省などと連携し、トキの野生復帰やツル類の越冬地の分散のための調査を実施
 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」を作成

環境配慮工法をモデル的に実証・評価



排水路と水田間の魚類移動障害解消実証施設（越流壁とプール構造の連続により魚類の遡上障害などを解消）



排水路と水田間の魚類移動障害解消実証施設（暗渠工、ボックス、管により比較）

環境省などと連携した野生生物との共生や保全調査



ツル類誘致のため水田に設置したデコイ（高知県中村市）



佐渡において山間部など3つのモデル地区を設け、トキの野生復帰時における農業用施設のあり方を検討

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」を作成（「手引き」の概要を示したパンフレットも作成）

パンフレット



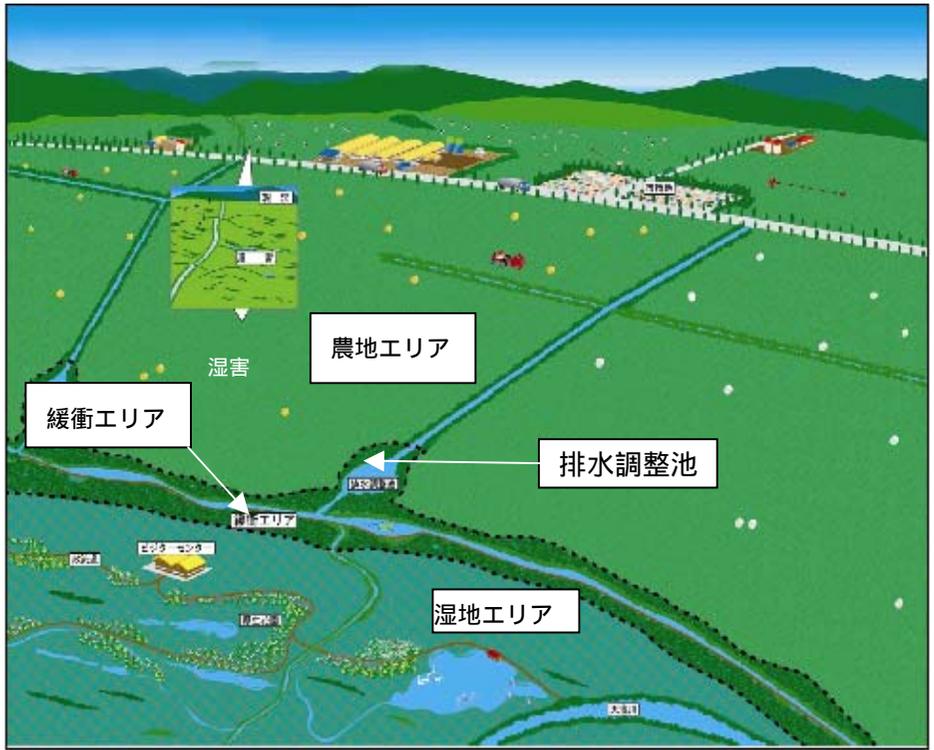
目次

農村は豊かな自然環境の宝庫です.....	1
農業農村整備事業は環境との調和に取組みます.....	6
環境との調和に配慮した調査計画を行います.....	11
環境との調和に配慮した設計を行います.....	18
住民参加により維持管理を行います.....	25
生態系に影響を与える移入種に留意します.....	26

自然再生への取組み

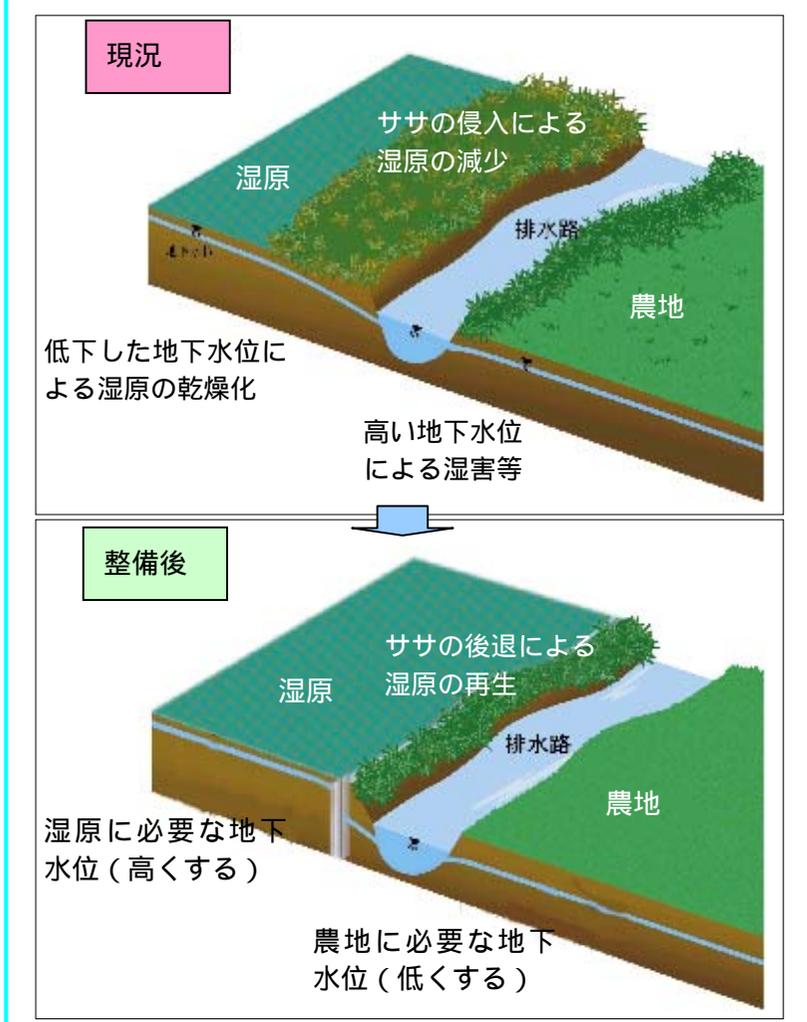
北海道サロベツ湿原において、湿原の保全にと酪農の振興に向けた調査を環境省と連携して実施

サロベツ地区における自然環境再生型の整備構想



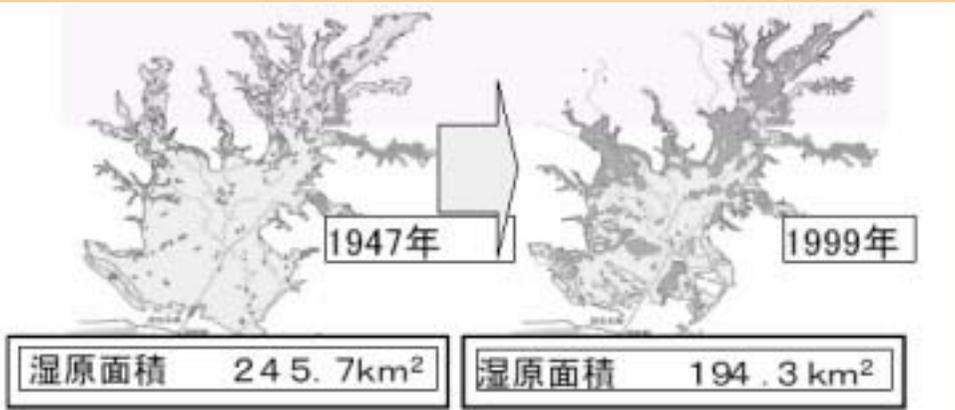
- 地下水や植生等を調査
- 農地及び湿原の地下水位を調整する緩衝エリア及び排水調整池の検討
- 湿原の土砂流入を抑制する沈砂池の検討等

湿原の再生イメージ



北海道釧路湿原において、環境省、国土交通省等と自然再生協議会を設立し、湿原の自然再生に向けた取組みを実施

釧路湿原における現状と湿原再生の目標



流域における12の湿原保全対策

- ・ 水辺林、土砂調整池による土砂流入の防止
- ・ 植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上
- ・ 湿原の再生
- ・ 湿原植生の制御
- ・ 蛇行する河川への復元
- ・ 水環境の保全
- ・ 野生生物の生息・生育環境の保全
- ・ 湿原景観の保全
- ・ 湿原の調査と管理に関する市民参加
- ・ 保全と利用の共通認識
- ・ 環境教育の推進
- ・ 地域連携・地域振興の推進

- ・ 近年の流域の経済活動の拡大に伴い湿原面積が著しく減少
- ・ 長期的な目標としてはラムサール条約登録当時(1980)の環境への回復。
短期的には2000年現在の状況を維持保全

釧路湿原の自然再生協議会



国営総合農地防災事業における沈砂池のイメージ



農村地域において、地域住民、NPO等による自然環境の保全・再生活動を支援するため、技術支援や情報提供等を行うとともに、パートナーシップによる人材育成や体制づくりを支援

地域における取組みへの支援



魚の移動

地域の財産である農地や水路での自然環境の保全・再生活動を支援



県内のNPO等のネットワーク化の支援



グラウンドワークを活用した技術支援

- ・ 地区への指導助言、地域リーダー育成等

地域住民、NPOに対する情報提供

- ・ 自然再生に関する情報収集・発信
- ・ NPO等のネットワークの構築
- ・ 「自然と共生した農村づくりコンクール」の開催

棚田地域等の生産基盤の整備

営農の継続を通じた多面的機能の発揮を図るため、地域の特性に即した農地等を整備

過疎化・高齢化による土地改良施設・農地の維持管理の粗放化

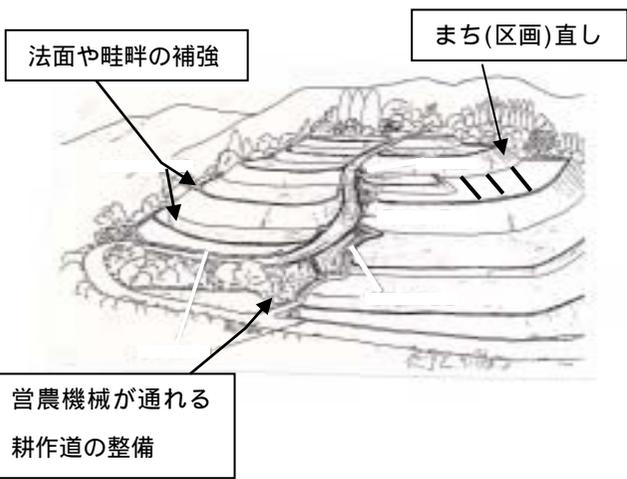


耕作放棄地の法面崩壊



管理が粗放化しているため池

維持管理活動を支援する整備



農地・水利施設の維持管理活動
(中山間地域等直接支払制度の活用)
営農の持続に必要な棚田の簡易な整備
人々が親しめる水路、ため池の整備

多面的機能の確保



ゆや 山口県油谷町の棚田



えな 岐阜県恵那市の棚田

農地の維持管理等の活動の支援

中山間地域等直接支払制度の実施を通じ、農地や水路等の維持管理、自然生態系の保全等の活動を支援

協定に基づく活動状況



協定参加農業者による農地周辺の林地の下草刈り
(鳥取県東伯郡関金町)



協定参加農業者による農地畦畔の草刈り
(島根県那賀郡旭町)



村と村民が一体となって棚田の保護・活用を推進
(福岡県八女郡星野村)



ホタルを守るため集落が一丸となって水路の維持管理を実施
(千葉県館山市)



水田に合鴨を放し、減農薬農法を实践
(秋田県由利郡象潟町)

自然とのふれあい空間の整備、都市農村交流の促進

地域資源を都市住民の自然とのふれあいの場や子供達の自然教育の場として活用
グリーン・ツーリズムの推進
市民農園の整備

グリーン・ツーリズムの推進、市民農園などの取り組み事例



農山漁村体験修学旅行での稲刈り体験
(岐阜県宮村)



農林漁業体験民宿「YORKSHIRE FARM(ヨークシャーファーム)」
(北海道新得町)



茅葺き屋根集落を活用した都市と農村の交流
(新潟県高柳町)



「日帰り型市民農園」土に触れ豊かな時を過ごす都会の
オアシス(大阪府堺市)



「滞在型市民農園」休日の余暇等を利用して田舎暮らし
(長野県四賀村)